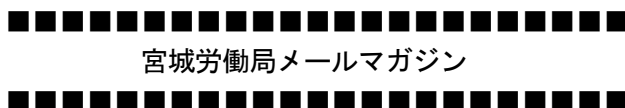


2018年8月31日発行



宮城労働局メールマガジン

目 次

《局長だより》よろしくお祈いします

《お知らせ》

1. 働き方改革関連法解説（第2回）
2. 進めていますか？医療現場の働き方改革?!
3. くるみん・えるぼし認定で企業イメージアップ

《局長だより》よろしくお祈いします

7月31日付けで宮城労働局長に着任しました代田と申します。

このメールマガジンは、昨年の9月から発行が開始され、約1年が経過したところと聞いています。

「働き方改革」をすすめていくに当たって、引き続き、働きがいのある魅力ある職場づくりに向けて役立つと思われる情報をお届けできるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお祈いします。

（宮城労働局長 代田雅彦）

1. 働き方改革関連法解説（第2回）

～時間外労働の上限規制～

労働時間は、変形労働時間制度の採用等を除き、1日8時間以内、1週40時間以内が原則で、企業が労働者にこれを超える残業を行わせる場合には、時間外労働に関する協定（通称「36協定」）を労使間で結び、監督署長あて届け出ることが必要です。

36協定を結ぶに当たっては、大臣告示に基づき、月45時間、年360時間といった上限を示し、これを超えないようにお願いしています。

これまででは法律上の上限はありませんでしたが、改正後は法律で残業時間の上限が定められ、これを超える残業は行えないこととなります。

法律による残業時間の上限は、月45時間、年360時間であり、臨時的な特別な事情があつて、労使が合意する場合であっても、年720時間まで、複数月の平均で80時間まで（休日労働を含む）、月100時間

未満（休日労働を含む）のすべてを守らなければなりませんし、月45時間を超えることができるのは年6か月までです。

この残業時間の上限規制は、大企業は2019年4月から、中小企業は2020年4月からそれぞれ施行されます。

また、自動車運転の業務、建設事業、医師、新技術・新商品等の研究開発の業務については、その適用の猶予・除外があります。

さらに詳しくお知りになりたい方は、監督署の労働時間相談・支援コーナー、宮城働き方改革推進支援センター等でお尋ねください。

資料は宮城労働局のホームページでもご覧いただけます。

●労働時間法制の見直しについて

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000262071.pdf>

【お問合せ先】 監督課（022-299-8838）

2. 進めていますか？医療現場の働き方改革？!

＜医療勤務環境改善マネジメントシステム普及促進セミナー開催のご案内＞

ここ数年、一億総活躍社会を開く最大のチャレンジである「働き方改革」について、様々な業界の多くの企業・機関が取組を始めています。しかし医療機関においては、まだまだ長時間労働や当直、夜勤・交代制勤務等により、医療従事者が厳しい勤務環境に置かれているケースも多く、依然として大きな課題です。

本セミナーでは、各医療機関で勤務環境改善に向けた取組を推進していただくため、医療機関の管理者等に向けた、PDCA サイクルにより計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み（医療勤務環境改善マネジメントシステム）と、医療現場の勤務環境改善に関わる事例や最新の動向についてご紹介いたします。

○日時 平成30年10月2日（火）13:30～17:00

○場所 TKP 仙台カンファレンスセンター
ホール4A

○参加費 無料

○対象 医療機関における勤務環境改善に率先して取り組むことが期待される立場にある方（院長、理

事長、事務局長等の経営者及び事務部門のスタッフ等の労働者)

●参加申し込みページ

<https://www.jmar-llg.jp/ikisapo2018.html>

【お問合せ先】雇用環境・均等室 (022-299-8844)

3. くるみん・えるぼし認定で企業イメージアップ

「くるみん」認定企業とは、子育てサポート企業として、厚生労働大臣の認定を受けた企業です。

「えるぼし」認定企業とは、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優秀であると厚生労働大臣の認定を受けた企業です。

いずれも、認定を受けたことを明らかにすることにより、学生や社会一般へのイメージアップとなり、優秀な従業員の採用・定着などにつながることで期待されます。

また、各府省や県などが公共調達を行う際、認定企業を加点評価する仕組みとなっています。

認定を受け企業ブランドの価値を高めてははいかがでしょうか。

●くるみん認定制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

●えるぼし認定制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

【お問合せ先】(雇用環境・均等室 022-299-8844)

★バックナンバー

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141.html>

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。

- ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
- ・文字は、1行の文字数が23文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
- ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
- ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっております、返信できません。
- ・携帯メールには対応しておりません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>
